

## 第二章検査業務関係

1. 「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。

**国土交通省**

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 28 年 10 月 7 日

自 動 車 局

### 「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」 及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。

－ 道路運送車両の保安基準等の一部改正について －

自動車局では、自動車の安全基準について、国際的な整合を図りつつ、安全性を向上させるため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、車両接近通報装置に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において新たに採択されました。これを踏まえ、我が国においても、当該国際基準の発効に合わせ、道路運送車両の保安基準等を改正し、ハイブリッド自動車及び電気自動車等に対し、歩行者等に自動車の接近を音で知らせる「車両接近通報装置」を義務付けることとします。

また、特に薄暮時における我が国の交通事故実態を踏まえ、周囲の明るさが一定以下となった際に前照灯が自動で点灯する「オートライト機能」を義務付けることとします。

このほか、以下のとおり道路運送車両の保安基準等を改正します。

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)等について、以下の改正を行います。(改正の詳細については別紙をご覧ください。)

#### 1. 保安基準等の改正項目

- (1) 車両接近通報装置に関する基準の導入
- (2) 昼間走行灯に関する基準の導入(国際基準)
- (3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入
- (4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入
- (5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化
- (6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除

#### 2. 公布・施行

公布:10月7日(本日)

施行:10月7日(1.(1)及び(4)にあつては10月8日)

(※各基準の適用日については別紙参照)

#### 問い合わせ先

自動車局 技術政策課:河野、齋藤

電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課:西村

電話 03-5253-8111(内線 42313) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について

**1. 背景**

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 168 回会合において、協定規則のうち、新たに「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」が採択され、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」等が改訂されたことを踏まえ、国内においても、静音性車両に係る車両接近通報装置の基準及び二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等の基準を導入します。また、「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」について、新たに採用することとしました。

さらに、前照灯の自動点灯（オートライト）機能に係る基準の新設、直前直左確認鏡等の取付け方法の明確化並びに外装基準の改正及び適用猶予の解除等を行います。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

**2. 改正概要****I. 保安基準等の改正****（1）車両接近通報装置に関する基準の導入**

ハイブリッド自動車等の走行音について、WP29 における「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の採択を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

**【適用範囲】**

- 電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

**【改正概要】**

- 歩行者等に自動車の接近を音で知らせる車両接近通報装置について、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の性能要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。
- 車両接近通報装置については、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであることとします。

### 【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 3 月 8 日  
継続生産車：平成 32 年 10 月 8 日

## (2) 昼間走行灯に関する基準の導入

昼間走行灯について、「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」を新たに採用し、以下のとおり基準を新設します。

### 【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

### 【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」の要件に適合する昼間走行灯を備えることができることとします。

## (3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入

すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の基準に適合する自動点灯（オートライト）機能を有さなければならないこととします。

### 【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

### 【改正概要】

- すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の要件に従って、周囲の明るさ（照度）に応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならないこととします（※1）。また、このうち、自動点灯に係る機能については、手動による解除ができないものでなければならないこととします。

※1 走行用前照灯又は前部霧灯を点灯している場合及び自動車が駐停車状態にある場合等を除く。

#### すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件（※2）

| 周囲の照度                 | すれ違い用前照灯 | 応答時間         |
|-----------------------|----------|--------------|
| 1,000lx 未満            | 点灯する     | 2 秒以内        |
| 1,000lx 以上 7,000lx 以下 | —（※3）    | —（※3）        |
| 7,000lx 超             | 消灯する     | 5 秒超 300 秒以内 |

※2 「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」におけるすれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯機能と同等の要件

※3 自動車製作者の定めるところによる。

【適用時期】

| 自動車の種別                                                                    | 適用時期<br>(新型車) | 適用時期<br>(継続生産車) |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------|
| 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員<br>11 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自<br>動車であって車両総重量 3.5t 超のもの | 平成 33 年 4 月   | 平成 35 年 10 月    |
| 上記以外の自動車                                                                  | 平成 32 年 4 月   | 平成 33 年 10 月    |

(4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入

二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等について、WP29 における「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」等の改訂を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則に係る協定規則（第 50 号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」の要件に適合する連鎖式点灯を行う方向指示器等を備えることができることとします。

(5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化

直前直左確認鏡等（※4）の取付方法について以下のとおり基準を明確化します。

- ※4 自動車の直前及び直左（左ハンドル車にあつては直右）の周辺状況を確認するための鏡その他の装置をいう。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 直前直左確認鏡等について、容易に取り外せないよう、溶接、リベット、ボルト・ナット等によって確実に取り付けなければならないこととします。

【適用時期】

- 平成 29 年 1 月 1 日以降の製作車より適用

(6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除

外装基準については現在適用を猶予しているところですが、以下の通り規定を改正した上で、平成 29 年 4 月 1 日以降適用することとします。

【適用範囲】

- 乗車定員 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて、平成 21 年 1 月 1 日以降に製作されたもの

#### 【改正概要】

- 型式指定時等には「乗用車の外部突起に係る協定規則（第 26 号）」に適合しなければならないこととします。
- 車検時等には「鋭い突起を有し、他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならないこと」を要件として課すほか、自動車の最外側から突出するアンテナ及び外開き式窓並びにホイールのリムの最外側から突出するホイールナット等を禁止することとします。

#### 【適用時期】

- 平成 29 年 4 月 1 日

#### (7) その他

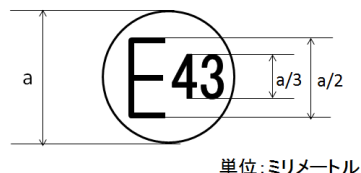
- 既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## II. 装置型式指定規則の改正

「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととします。

#### 【改正概要】

- 特定装置の種類について、昼間走行灯を追加します。
- 「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」に基づき認定された昼間走行灯について、型式指定を受けた装置とみなすこととします。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、昼間走行灯は  $a \geq 5$  とします。



## III. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1 型式につき 12.5 万円から 64.2 万円の範囲で規定することとします。

## IV. その他、所要の規定の整備を行うこととします。

### 3. スケジュール

公布：平成 28 年 10 月 7 日

施行：平成 28 年 10 月 7 日（I. (1)、(4) 及び (7) については平成 28 年 10 月 8 日）

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_mar16.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar16.html)

## 2. 自動車のナンバープレートや検査標章が変わります。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 28 年 12 月 28 日  
自動車局自動車情報課  
整備課

### 自動車のナンバープレートや検査標章が変わります。

～道路運送車両法施行規則等の一部改正について～

図柄入りナンバープレートの導入、検査標章のデザイン変更等を行うための省令が本日公布されました。これにより、今後、ナンバープレートの多角的な活用や、検査標章の見やすさ向上による無車検運行の防止等を推進していきます。

#### 1. ナンバープレートの多角的活用等

##### (1) 図柄入りナンバープレートの導入

自動車のナンバープレート ラグビーワールドカップ 2019  
について、背景に図柄を入れたものも交付できるようにします。これにより今後、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様のもの等を交付し、大会の機運醸成、地域振興を推進します。



来年 4 月より交付開始

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会



来年 10 月より交付開始  
(現在デザイン公募を実施中)

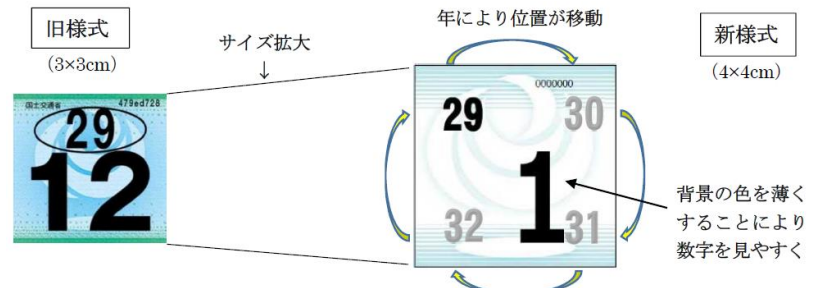
TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

##### (2) 分類番号へのローマ字の導入 (※別紙参照)

希望番号の普及に伴いナンバープレートの番号が枯渇しつつあることから、自動車の種別及び用途による分類を表示する分類番号にローマ字を追加することとします。

#### 2. 検査標章のデザイン変更

フロントガラスの中央上部に貼り付けている検査標章の見やすさを向上させるため、シールサイズ、文字の配置等を見直します。



#### 3. 自動車保有関係手続の合理化

##### (1) ワンストップサービス (OSS) の推進 (※別紙参照)

自動車関係手続の申請者負担を軽減するため、オンライン申請の対象手続を拡大します。

##### (2) 申請書様式等の明確化

自動車の登録・検査手続の際に必要な申請書について、窓口での購入ではなく、申請者が自らパソコン等により印刷して使用できるよう、様式等を定めます。

#### 4. 施行日

- 分類番号へのローマ字の導入
- 検査標章のデザイン変更
- 申請書様式等の明確化

} 平成 29 年 1 月 1 日

- 図柄入りナンバープレートの導入
- OSS の推進

} 平成 29 年 4 月 1 日

【問い合わせ先】国土交通省 自動車局 自動車情報課又は整備課

図柄入りナンバー、分類番号へのローマ字導入、OSS、申請書様式関係

担当: 勝山 電話: 03-5253-8111 (内線 42119) 直通: 03-5253-8587 FAX: 03-5253-1639

検査標章関係

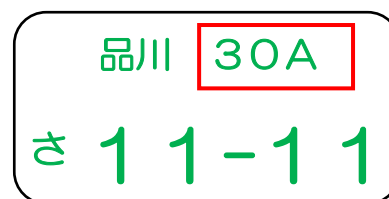
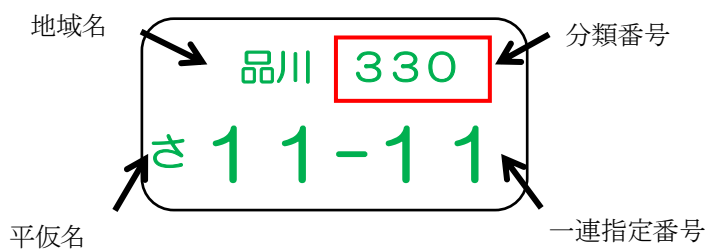
- 20 -

担当: 中村、森 電話: 03-5253-8111 (内線 42427) 直通: 03-5253-8589 FAX: 03-5253-1639

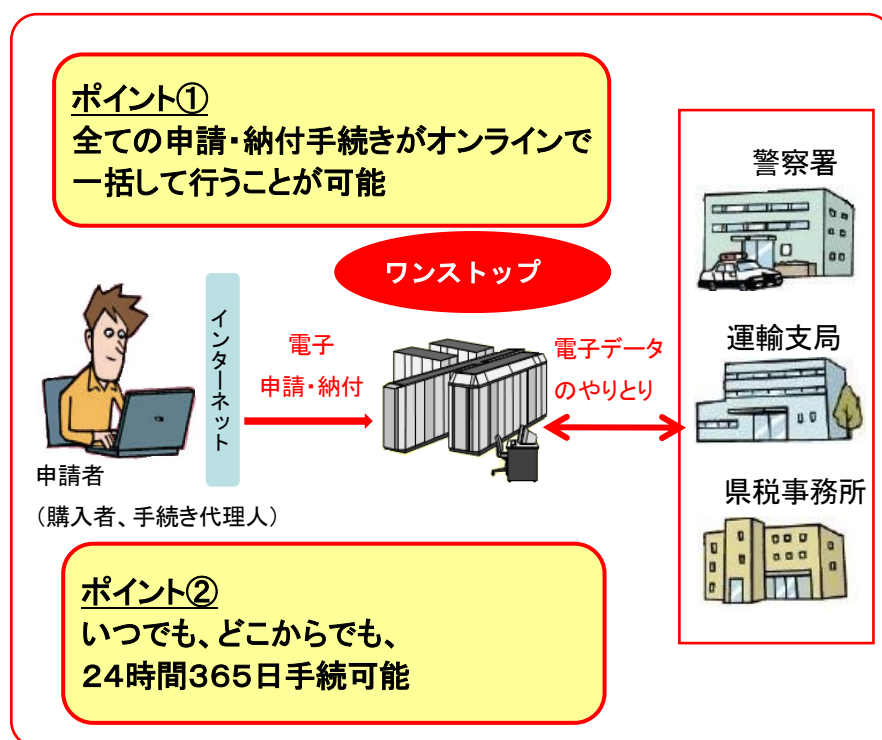
## ○分類番号へのローマ字の導入

＜ナンバープレートの表示内容＞

＜アルファベット導入後のイメージ＞



## ○ワンストップサービス（OSS）の推進



(現行の新車新規 → 継続検査、変更・移転登録等へ対象手続きを拡大)



### 3. 道路運送車両の保安基準等を改正します

## 道路運送車両の保安基準等を改正します

－ 国際基準の改正への対応と自動走行車の公道実証実験に係る環境整備について －

今般、フルラップ前面衝突時の乗員保護等に関する国際基準の改正案が国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択されたことを踏まえ、これらの国際基準を導入することとします。

また、これに併せて、「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」において、2017 年目途で実施することとされている限定地域での無人自動走行移動サービスの公道実証実験を可能とするため、安全確保を前提に、ハンドルやアクセルペダル等がない車両の公道走行が認められるよう、該当する保安基準を改正します。

### 1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

#### (1) 国際基準改正への対応

##### 1. フルラップ前面衝突時の乗員保護基準の強化

高齢者や体格の小さい乗員の保護の向上を図るため、衝突時の胸部圧迫の許容量を引き下げます。

本改正により、衝突時に、シートベルト等による胸部圧迫に起因する死亡事故等が一層低減されることが期待されます。



##### 2. 二輪自動車等に備える緊急制動表示灯の基準の新設

制動灯や方向指示器を高速で点滅させることにより、後方車両に急激な減速を知らせる「緊急制動表示灯」を、二輪自動車や原動機付自転車に備え付けることができます。



#### (2) 自動走行車の公道実証実験を可能とするための措置の実施

自動走行に係る車両について、公道実証実験を可能とするため、ハンドルやアクセル・ブレーキペダル等の保安基準を緩和できることとします。これにより、これら装置を備えない車両についても、速度制限、走行ルートの特例、緊急停止ボタンの設置といった安全確保措置が講じられることを条件に、公道走行が可能となります。

### 2. 公布・施行

公布：2月9日（本日）

施行：2月9日（※各基準の適用日については別紙参照）



道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について  
(概要)

## 1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 169 回会合において、協定規則のうち、新たに「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」が採択されたことを踏まえ、これらの協定規則を新たに採用することとしました。また、「制動装置に係る協定規則（第 13H 号）」等の改訂が、WP29 第 169 回会合等において採択されたところです。

また、現在開発が進められている自動走行技術については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が平成28年5月に取りまとめた「官民ITS 構想・ロードマップ2016」において、限定地域での無人自動走行移動サービスの公道実証を2017年目途で実施するため、本年より「ハンドル、アクセル等車両要件等（道路運送車両法）などの制度等に関し、どのような特例措置等が必要かを含めてその詳細を検討するとともに、無人自動走行移動サービスの公道実証の安全確保のための措置に関する検討を進める。」こととされているところです。

このため、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号。以下「基準緩和告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

## 2. 改正概要

### I. 保安基準等の改正

#### （1）車枠及び車体に関する改正（細目告示第 22 条、第 100 条、第 178 条関係）

高齢者等の体型の小さい乗員について、シートベルトの胸部圧迫による傷害の発生を防止するため、「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 137 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

#### 【適用範囲】

- 乗車定員 10 人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則(第 137 号)」の改正に伴い、助手席乗員（女性ダミー）の胸部圧縮の基準値を 42mm 以下から 34mm 以下に強化します。

【適用時期】

新型車

| 自動車の種別                          | 車両総重量   | 適用時期            |
|---------------------------------|---------|-----------------|
| 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの | 3.5t 以下 | 平成 32 年 9 月 1 日 |
|                                 | 3.5t 超  | 平成 39 年 9 月 1 日 |
| 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの   | —       | 平成 39 年 9 月 1 日 |
| 貨物の運送の用に供する自動車                  | 2.8t 以下 | 平成 39 年 9 月 1 日 |

（２）緊急制動表示灯に関する改正（保安基準第 41 条の 4、第 63 条の 3（新設）関係）

緊急制動表示灯について、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 既に四輪自動車において備付けが認められている緊急制動表示灯について、協定規則第 53 号及び第 78 号に規定された要件に適合するものを二輪自動車等に備えることができることとします。

【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

（３）走行装置に関する改正（細目告示第 11 条関係）

国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）の創設に伴い、これまでタイヤ単体で規定されていた耐荷重性能等について、車両との組み合わせを考慮すべきことを明確化するために新設された「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」を採用し、以下のとおり基準を新設します（IWVTA 創設に伴う所要の協定規則の整備）。

【適用範囲】

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 型式指定時等において、自動車に装着するタイヤは「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の技術的要件（自動車に装着するタイヤは、溝や幅等に関し全

て同一であること、自動車の許容最大質量以上の荷重に耐えるタイヤを備えること等）に適合しなければならないこととします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 4 月 1 日

継続生産車：平成 34 年 4 月 1 日

（４）制動装置に関する改正（細目告示第 15 条、第 93 条関係）

WP29 において、既に日本が採用している「制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」において規定されているブレーキアシストシステム及び横滑り防止装置に係る技術的要件について、同協定規則よりそれぞれ分離されることに伴い、「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」及び「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」を新規則として採用します（協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」に規定されていた要件から変更はありません）。

【適用範囲】

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 乗用自動車に備付けが義務付けられているブレーキアシストシステム、横滑り防止装置について、それぞれ「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」の技術要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 9 月 1 日

（５）ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間に関する改正

（細目告示第 26 条、第 28 条、第 106 条、第 184 条関係）

- ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間について、以下のとおり基準を改正します（基準間の関係整理のための形式的な改正）。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）

【改正概要】

- 現在の保安基準では、ヘッドクリアランスと座席幅について、具体的な寸法要件を規定しています。これに対し、型式指定時等において、協定規則の基準を満たしている座席及びヘッドレストを備えている座席のヘッドクリアランスは、基準に適合しているものとみなすこととします。
- また、協定規則の基準を満たしている座席、座席ベルト取付装置及び座席ベルトを備えている座席の着席に必要な空間は、基準に適合しているものとみなすこととします。

## 【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

### (6) その他

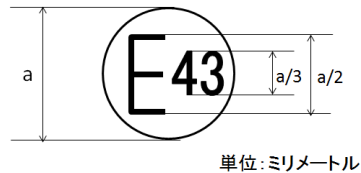
- 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）等が適用される自動車において、異常を示す運転席の警報ランプ（テルテール）が点灯している場合については、その装置に係る機能が基準に適合しないことを明確化する改正を行い、公布日から適用します。
- 既に日本が採用している「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」において規定されているタイヤ空気圧警報装置に係る技術的要件について、同協定規則より分離されることに伴い、「タイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 141 号）」を新規則として採用します（協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」に規定されていた要件から変更はありません）。
- その他、既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## Ⅱ. 装置型式指定規則の改正

「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととし、これに伴う項目の整理等所要の改正を行います。また、型式指定時に提出した書面の記載事項を変更する場合、第 4 条の 2 に基づく既指定装置型式指定申請を行うこととしていますが、当該変更が軽微なものである場合については届出書を提出すればよいこととします。

### 【改正概要】

- 特定装置の種類について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」を追加します。
- 「ブレーキアシストシステム」はブレーキアシストシステムに係る協定規則に、「横滑り防止装置」は横滑り防止装置に係る協定規則に、「空気入りゴムタイヤの取付装置」はタイヤ取付けに係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
- 「タイヤ空気圧監視装置」、「乗用車の制動装置」、「フルラップ前面衝突時の乗員保護装置」及び「年少者用保護乗車装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」は  $a \geq 8$  とします。



- 第4条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる書面の記載事項に軽微な変更があった場合、変更後遅滞なく届出書を提出することとします。

### Ⅲ. 共通構造部型式指定規則の改正

型式指定時に提出した第3条第2項第1号から第3号までの書面の記載事項に軽微な変更があった場合、第8条第1項第2号に基づき届出を行うこととしていますが、第3条第2項第5号の書面の記載事項に軽微な変更があった場合についても届出書を提出すればよいこととします。

### Ⅳ. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1型式につき12.5万円から64.2万円の範囲で規定することとします。

### Ⅴ. 基準緩和告示の改正

最高速度が20キロメートル毎時未満の自動車について、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、横向き座席を備えることができることとします。

また、自動走行車に係る公道実証を安全かつ円滑に実施するための環境を整備するため、走行ルートの特定制や緊急停止ボタンの設置等の安全確保措置を講じること等を前提に、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、操縦装置及びかじ取り装置に係る基準を緩和できることとします。

### 3. スケジュール（予定）

公布：平成29年2月9日

施行：平成29年2月9日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_jun16.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun16.html)

## 無車検車両の使用者に対し注意喚起を行っています。

～安全・環境上の問題のみならず、自賠責による被害者への適切な保障がなされないため、無車検運行排除が極めて重要です～

車検切れ等により無車検となっている車両の使用者に対して注意喚起ハガキの送付等、無車検運行をすることがないように注意喚起を行っています。

使用者の皆様には、安全・安心な車社会のため、車検ステッカーや車検証の有効期間をご確認いただき、うっかり忘れ等がないよう車検及び点検・整備の確実な実施をお願いいたします。

今後も無車検車対策を総合的に進め、警察と協力をしながらその排除に努めてまいります。

### 〔国土交通省の無車検車対策〕

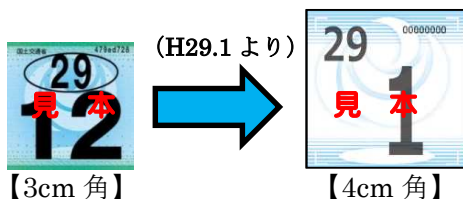
- ① 保有管理する車検証情報で、うっかり忘れていた可能性が高いと考えられる車検切れ 1 年以内の車両の使用者に対して無車検運行の注意喚起ハガキを送付。  
(H28 年度は H29.1 月に 57,000 通、H27 年度は 20,000 通、H26 年度は 10,000 通)
- ② ナンバー読取装置を主要道路に一定期間設置して、通過する車両のナンバープレート情報を取得するとともに、これを車検証情報と突合し、無車検運行の実態を調査。運行が確認された使用者に対し、無車検運行の禁止と車検受検を促す指導ハガキを送付。(H29.2 月末より 1,083 台に送付) \* 実績は別紙参照
- ③ 国交省 HP の無車検・無保険車通報窓口に通報のあった車両に対し注意文書の送付。  
平成 27 年度は 151 台の無車検通報があり、車検証情報確認の上、無車検車両 95 台、車検ステッカー未貼付等 39 台に対し注意文書を送付。

通報窓口 URL [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk5\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html)

- ④ 警察と連携して実施する街頭検査等の際に無車検車両運転者に対し直接指導。

| 平成 27 年度街頭検査 | 実施回数    | 検査車両数     | うち無車検車両数 |
|--------------|---------|-----------|----------|
|              | 2,757 回 | 130,491 台 | 127 台    |

- ⑤ フロントガラス等に貼っている車検ステッカーを視認性の高いものに変更。(登録車のみ)



### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 中村、島川、森  
代表：03-5253-8111（内線 42427）  
直通：03-5253-8600

## ナンバー読取装置による無車検車両実態調査結果

## 【平成 28 年度調査結果】

| 実施場所<br>(実施期間)                             | 捕捉台数    | 無車検台数          | 登録車     |              | 軽自動車    |              |
|--------------------------------------------|---------|----------------|---------|--------------|---------|--------------|
|                                            |         | 割合             | 捕捉台数    | 無車検台数<br>割合  | 捕捉台数    | 無車検台数<br>割合  |
| 札幌市東区苗穂（国道 274 号線）<br>（H29.1.17～H29.1.23）  | 58,467  | 164<br>0.28%   | 44,095  | 127<br>0.28% | 14,372  | 37<br>0.25%  |
| 広島市南区青崎（国道 2 号線）<br>（H29.1.15～H29.1.21）    | 109,596 | 176<br>0.16%   | 75,026  | 94<br>0.16%  | 34,570  | 82<br>0.23%  |
| 松山市東石井（国道 33 号線）<br>（H29.1.12～H29.1.18）    | 67,638  | 119<br>0.17%   | 40,307  | 63<br>0.15%  | 27,331  | 56<br>0.20%  |
| 福岡市博多区千代（国道 3 号線）<br>（H28.12.21～H28.12.27） | 45,397  | 102<br>0.22%   | 32,078  | 53<br>0.16%  | 13,319  | 49<br>0.36%  |
| 那覇市首里末吉町（国道 330 号線）<br>（H29.1.21～H29.1.27） | 108,570 | 522<br>0.48%   | 57,937  | 160<br>0.27% | 50,633  | 362<br>0.71% |
| 合計                                         | 389,668 | 1,083<br>0.27% | 249,443 | 497<br>0.19% | 140,225 | 586<br>0.41% |

## 【参考：平成 26 年度調査結果】

| 実施場所              | 捕捉台数    | 無車検台数        | 登録車     |              | 軽自動車   |              |
|-------------------|---------|--------------|---------|--------------|--------|--------------|
|                   |         | 割合           | 捕捉台数    | 無車検台数<br>割合  | 捕捉台数   | 無車検台数<br>割合  |
| 東京都大田区（環状 7 号線）   | 123,370 | 182<br>0.14% | 108,992 | 119<br>0.10% | 14,378 | 63<br>0.43%  |
| 名古屋市港区（国道 23 号線）  | 97,527  | 314<br>0.32% | 83,712  | 208<br>0.24% | 13,815 | 106<br>0.76% |
| 大阪市東淀川区（府道 14 号線） | 65,334  | 339<br>0.51% | 50,449  | 253<br>0.50% | 14,885 | 86<br>0.57%  |
| 合計                | 286,231 | 835<br>0.29% | 243,153 | 580<br>0.23% | 43,078 | 255<br>0.59% |

## 【参考：平成 27 年度調査結果】

| 実施場所             | 捕捉台数    | 無車検台数        | 登録車     |              | 軽自動車   |              |
|------------------|---------|--------------|---------|--------------|--------|--------------|
|                  |         | 割合           | 捕捉台数    | 無車検台数<br>割合  | 捕捉台数   | 無車検台数<br>割合  |
| 山形市小立（国道 13 号線）  | 65,462  | 109<br>0.16% | 47,878  | 65<br>0.13%  | 14,372 | 44<br>0.30%  |
| 長野市大橋南（国道 18 号線） | 83,039  | 176<br>0.21% | 54,973  | 94<br>0.17%  | 28,066 | 82<br>0.29%  |
| 福井市羽水（国道 8 号線）   | 68,041  | 201<br>0.29% | 45,533  | 123<br>0.27% | 22,508 | 78<br>0.34%  |
| 合計               | 216,542 | 486<br>0.22% | 148,384 | 282<br>0.19% | 68,158 | 204<br>0.29% |



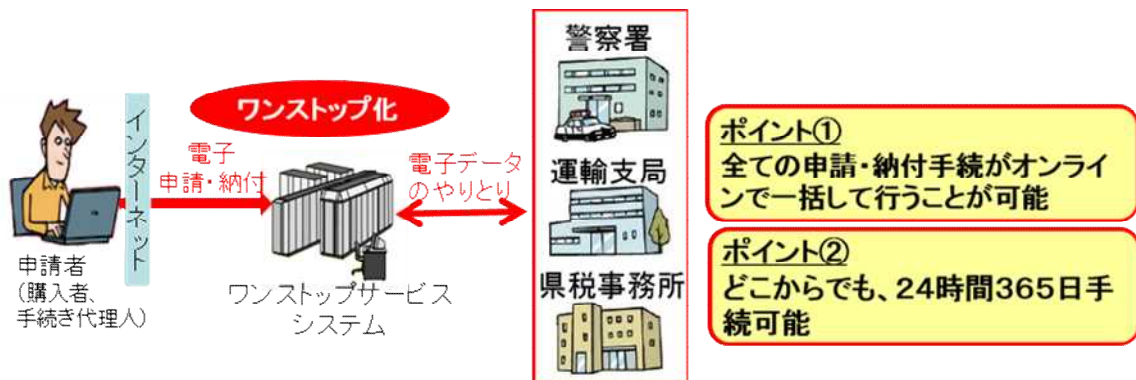
平成29年3月30日

自動車局自動車情報課

## 自動車の関係手続のオンライン化の拡大

～より簡単・便利・迅速に！！～

自動車の手続は、検査・登録(国土交通省)、保管場所証明(警察)、税(国・県)と複数の官署にまたがり、ユーザーや手続の代行を行っている者にとって複雑なものとなっておりましたが、平成29年4月3日より、これらの手続をオンラインで一括申請出来るワンストップサービス(OSS)の対象を拡大します。



### 1. 対象手続の拡大

従来は新車を購入した際の手続のみが対象となっておりましたが、今後は中古車売買、継続検査(いわゆる車検)、住所変更等の手続もOSSの対象となります。

### 2. 対象地域の拡大

従来は、OSSを利用できる地域は全国11都府県にとどまっておりましたが、対象手続の拡大にあわせ、継続検査については全47都道府県で一斉に、その他の手続についても順次拡大します。



これらの取組みにより、自動車関係手続をより簡単、便利、迅速に行うことが出来るようになり、今後は自動車ユーザー自ら申請を行うことが増加し、又は手続の代行を行っているディーラーや指定整備工場等の業務負担が軽減されることを期待しています。

#### <問い合わせ先>

国土交通省 自動車局 自動車情報課 宮岡、能勢、本間、伊藤

電話:03-5253-8111(内線 42117、42118) 直通:03-5253-8588 FAX:03-5253-1639



平成29年7月5日  
自動車局技術政策課

## 基準緩和自動車の認定要領等の一部改正等について ～基準緩和自動車の適正使用を徹底するため関係通達を見直します～

基準緩和自動車の認定制度について、一層適切な運用を確保する観点から下記の事項を実施するため、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」を改正するとともに、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」を発出しました。

長大又は超重量物を輸送するトレーラ等の基準緩和自動車は条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を課していますが、これを遵守せずに運行し事故を惹起する等の事例もあるため、違反運行に対する指導強化を求める声が上がっています。

一方で、トラック運送業にあっては、ドライバー不足等、現場の要員確保が深刻な問題となっていますが、経営環境が厳しいこともあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まっています。

今回の基準緩和自動車の認定制度の見直しは、以上を踏まえて実施するものです。

### 記

- ① 法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長4年とします。
- ② 基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車については、道路運送車両法に基づく立入検査を速やかに行い違反内容を確認し、その結果に基づいて認定の一発取消しを含めて厳正な処分を行う等、行政処分の取扱いを明確化します。
- ③ 特大車両の先導等を行う誘導車に緑色の点滅灯火の装備を認める基準緩和の認定対象を拡大し、特殊車両通行許可の条件として道路管理者から配置を求められた誘導車を追加します。

なお、本年5月1日から5月30日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155170912&Mode=2>

#### 〈問合せ先〉

自動車局 技術政策課 課長補佐 山名、大久保

代表：03-5253-8111（内線 42259、42216）直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

**基準緩和自動車の認定要領等の一部改正等について****1. 背景**

長大又は超重量貨物の輸送に供するトレーラ等については、道路やたの交通への影響が大きいことから、その運行にあたっては事前に車両の寸法や重量にかかる保安基準の緩和について地方運輸局長の認定を受け、かつ、その際期限、条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を遵守する必要があります。

また、期限満了日以降も引き続いて使用する場合は、緩和の継続認定を受ける必要があります。

さらに、運行においては安全確保のため誘導車の配置を求められる場合があります。

トラック運送業にあつては、ドライバー不足等、現場の要員確保が深刻な問題となっていますが、経営環境が厳しいこともあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まっています。

一方で、関係法令を遵守せずに運行し事故を惹起する等の事例もあるため、違反運行に対する指導強化を求める声もあります。

今般業界から、これらの要望を受け、基準緩和自動車の適正使用の推進を図るため、法令遵守が徹底されていると認められる事業者に対してはインセンティブとして継続緩和申請における負担軽減を図る等諸々の検討を行った結果、以下の通達を改正するなどの措置を行いました。

**2. 改正通達等**

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）の一部を改正する。

「基準緩和自動車の行政処分等要領について（依命通達）」を制定する。

**3. 改正等概要**

- ① 法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長で4年とします。

安全性優良事業者認定制度（Gマーク制度）を活用して、法令遵守体制が徹底されていると認められる事業用の基準緩和自動車については、緩和の継続認定において緩和の有効期間を現行の最長2年から3年へ延長し、その後も適切な運行が確保されている場合は、次回以降の継続認定において最長4年まで延長します。

- ② 基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく立入検査を速やかに行い、違反内容を確認し、その結果に基づいて認定の一発取消を含めて厳正な処分を行う等、行政処分の取扱いを明確化します。

基準緩和自動車が認定において付された条件や制限に違反して運行することは、事故の原因となる、また、その被害も甚大となる可能性が高くなります。

このような違反運行を防止するため、行政処分や行政指導の要領を定め、これを公表することとします。主な内容は以下のとおりです。

- ◇ 基準緩和自動車による重大事故の惹起又は不正な運行等について情報があり、当該自動車が認定で付された条件や制限に違反して運行した疑いがあると判断された

場合は、道路運送車両法第100条に基づく検査等を実施し事実関係を確認します。

- ◇ 違反内容に応じて違反点数の取扱いを規定し、基準緩和自動車ごとに算出した合計違反点数により勧告、警告又は認定の取消を行うものとします。違反運行により死亡事故等の重大事故を惹起した場合は、即座に認定を取り消すことがあり得るものとします。
- ◇ なお違反点数は定められた期間中、使用者ごとに累積し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第7項に基づき地方運輸局長が基準緩和の認定をしない相当な理由として活用します。

**③ 特大車両の先導等を行う誘導車に緑色の点滅灯火の装備を認める基準緩和の認定対象を拡大し、特殊車両通行許可の条件として道路管理者から配置を求められた誘導車を追加します。**

特大車両の先導等、誘導作業を担う誘導車に緑色の点滅する灯火を備える基準緩和は、これまで申請において誘導される車両が幅3メートル以上、又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラ等であることを確認して認定していますが、車両制限令に基づく特殊車両通行許可の条件として誘導車の配置を求められている車両を誘導することが確認されたものについても認定できることとします。

**4. 施行日**

「基準緩和自動車の認定要領の制定について」の一部改正について

平成29年7月3日

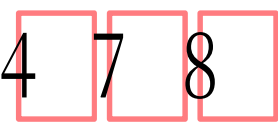
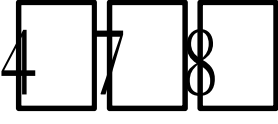
「基準緩和自動車の行政処分等要領について」

平成29年7月3日

## OCR記入時のお願い

平成29年1月より継続検査申請書（OCRシート）の様式が変更となり、同時に読み取り方法も変更となりました。

変更後のOCRシートでは文字を記入する枠内の文字を読み取る方法に変更されており、文字が枠に重なったり、はみ出していれば読み取りができません。

|            | 人の目では                                                                              | 機械では  | 認識結果             |                     |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|---------------------|
| 変更前のOCRシート |   | 4 7 8 | 4 7 8<br>(正常に認識) | 赤色ランプを照射し文字だけを認識できる |
| 変更後のOCRシート |  | 4 7 8 | 1 ? 3<br>(誤読)    | 枠内の文字のみ認識するので誤読となる  |

**変更後のOCRシートは、枠に重なったりはみ出したりしないように枠内に明瞭に文字を記載（印字）してください。**

変更後のOCRシートによる誤読が大量に発生しており、継続検査窓口の処理に時間がかかっております。

自動車検査証交付の迅速化のためにご協力をお願いいたします。

### 【参考】

OCRシート（継続検査申請書等）のダウンロードは以下のURLより行えます。  
次ページのOCR印刷時のお願いをよくお読みいただいた上でご利用ください。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk6\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000021.html)

## OCR印刷時のお願い

以下の条件を満たしたときのみ印刷したOCRシートが使用できます。

1. プリンターはレーザープリンターですか？

インクジェットプリンターで印刷したOCRシートは読み取りができません。

2. 印刷する用紙の白色度は80%以上ですか？

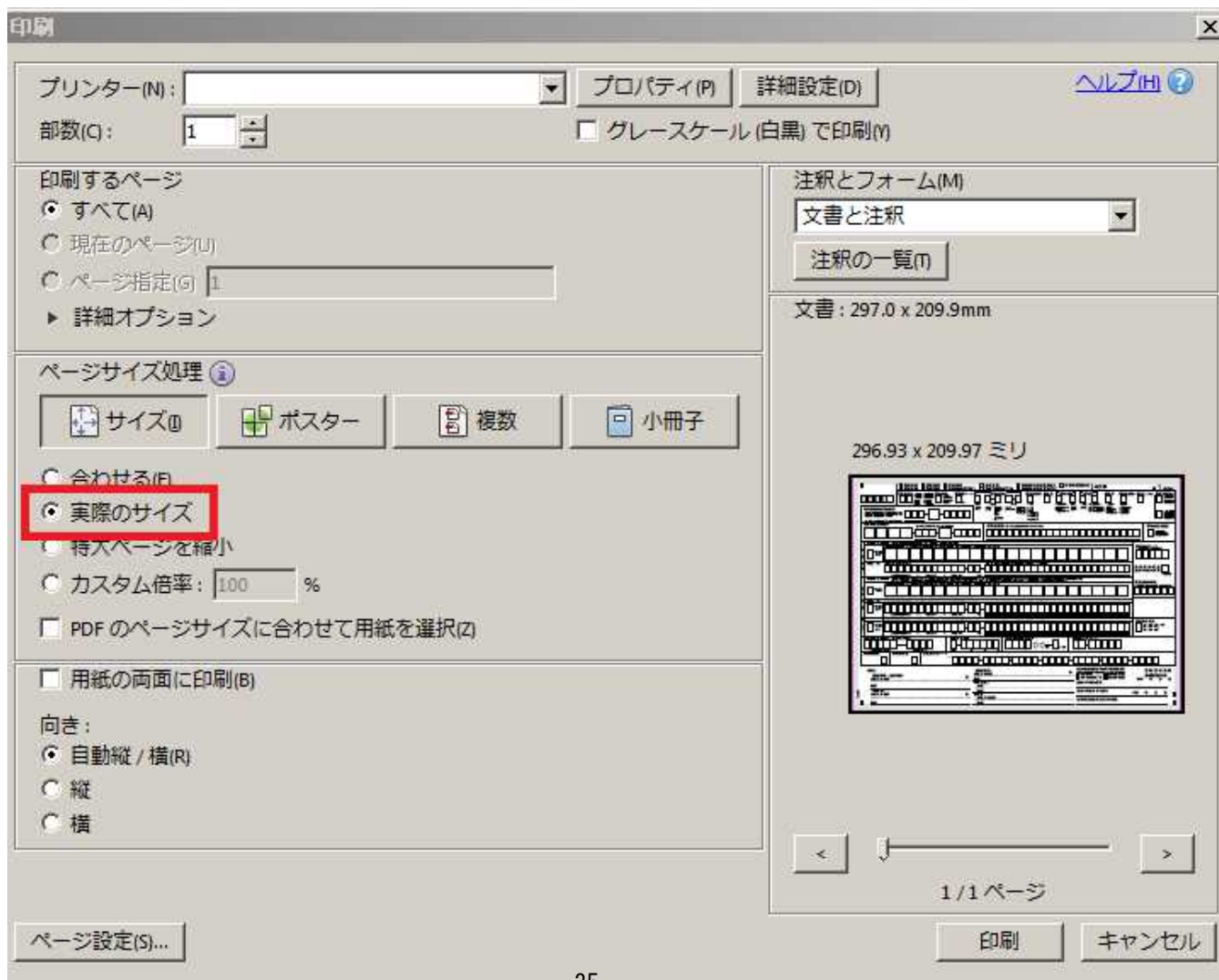
白色度が80%未満の用紙は読み取りができません。

3. AdobeのAcrobat Readerで印刷しましたか？（プラグイン含む）

Acrobat Readerで印刷したときのみ、使用できます。その他のPDFソフト等で印刷した場合には読み取りができません。

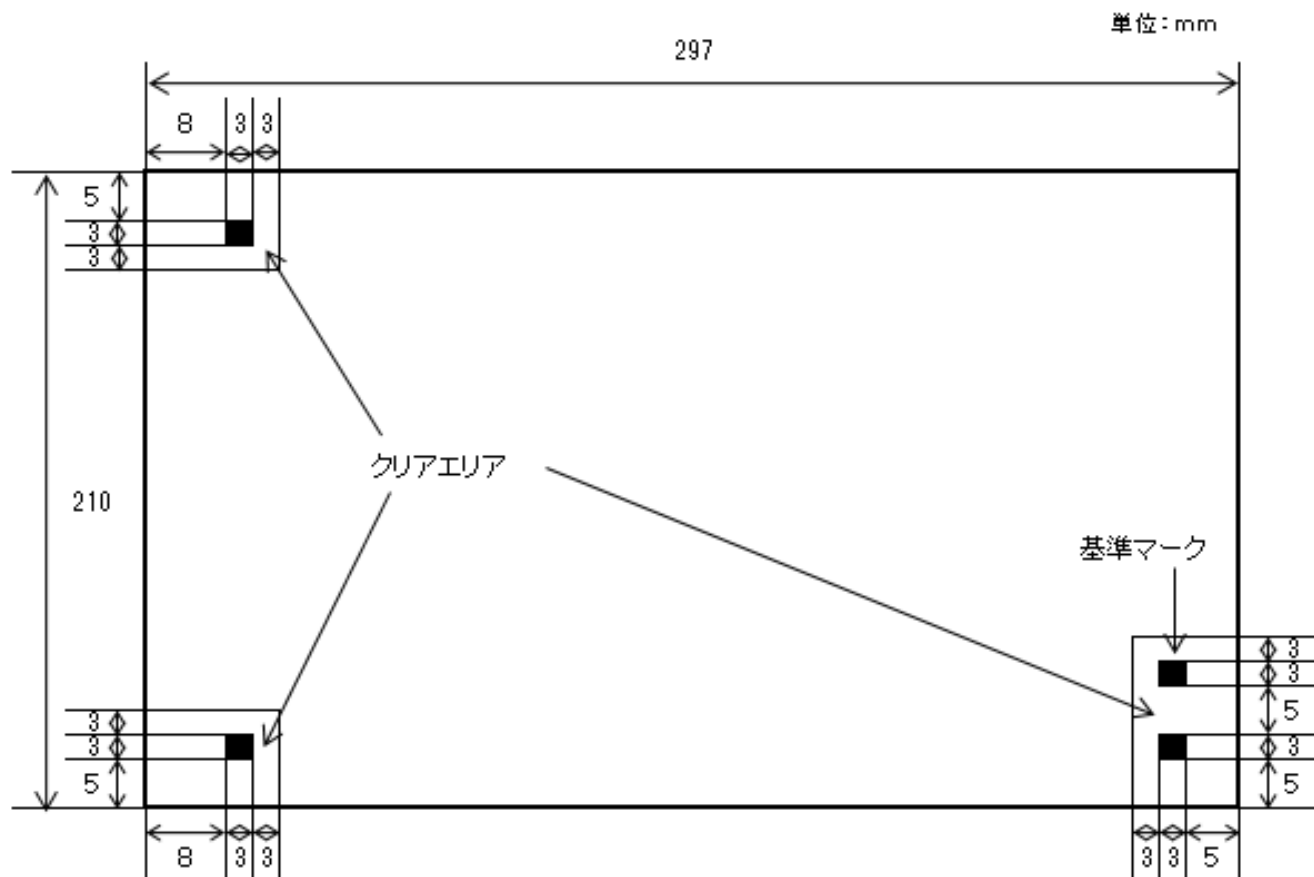
4. Acrobat Readerの印刷設定画面で「実際のサイズ」を選択し、印刷しましたか？

「合わせる」などその他の設定で印刷すると、サイズが異なって印刷されますので読み取りができません。



5. 基準マーク (OCRシートの左上、左下、右下の4つの■のマーク) の大きさや位置は下図のとおりですか？

上記4で「合わせる」などで印刷した場合やコピーした場合は基準マークの大きさや位置が下図の範囲に入らなくなりますので読み取りができません。



6. コピーしたOCRシートは使用できません。必ずレーザープリンターから印刷されたOCRを使用してください。

コピーした用紙は、かすれ、ズレ、傾きが発生する可能性が高く、また、5. の基準マークが範囲に入らなくなりますので読み取りができません。

7. しわ、濡れ、変色がある用紙は使用できません。

特に、雨の日の「濡れ」にはご注意ください。また、手に持った際の湿気などで用紙にヨレが発生した場合も読み取りができません。

8. 裏面に印字などがされている用紙は使用できません。

印字が写りこみ、読み取りができません。

9. 印刷する用紙は「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」などの表示で市販されているものを使用してください。

2. のとおり、白色度には注意してください。

10. 用紙の大きさはA4版 (JIS A列4番) を使用してください。



# お願い～OCRの記載について～

平成29年4月から継続検査ワンストップサービス(OSS)\*が開始されることに伴い、OCRシートに証明書指示欄が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおりOSSを利用せずに継続検査の申請を行う場合には、**必ず証明書指示欄に以下に該当する番号の記載が必要**となります。

つきましては、自動車検査証の返付業務を速やかに行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

\* 継続検査ワンストップサービス(OSS)とは、  
通常紙で行っている重量税納付、手数料納付、申請等を一括してインターネットでおこなうもの。

## <指定整備工場の方>

OSS(インターネット)を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「**1**」を記載してください。

### ②証明書指示

**1**

- 1 保・自提出
- 2 保適証取得
- 3 自賠償提出
- 8 保適証照会
- 9 自賠償照会

## <持込検査の方>

これまでと同様に自動車賠償責任保険証を提示される場合には、証明書指示欄に「**3**」を記載してください。

### ②証明書指示

**3**

- 1 保・自提出
- 2 保適証取得
- 3 自賠償提出
- 8 保適証照会
- 9 自賠償照会

※上記以外の方法により申請される場合には、窓口担当者にお問い合わせください。





## ナンバープレートの表示等の基準が 制定されました(平成28年4月1日施行)



国土交通省 四国運輸局

### ● ナンバープレートの表示に関する基準の適用時期



四国運輸局

#### ナンバープレートの表示に関する基準の適用時期等

##### 1. ナンバープレートに取り付けることができる物品

(規定に基づく方法、位置に取り付けられたものに限る)

- ① 封印
- ② 臨時検査合格標章
- ③ 検査標章
- ④ 自動車損害賠償保障法に基づく保険標章又は共済標章
- ⑤ 自動車損害賠償保障法に基づく保険・共済除外標章
- ⑥ 基準に適合するナンバープレート用フレーム
- ⑦ 基準に適合するボルトカバー

##### 2. 平成33年3月31日以前に登録・検査・使用の届出(※1)がある自動車に適用される基準

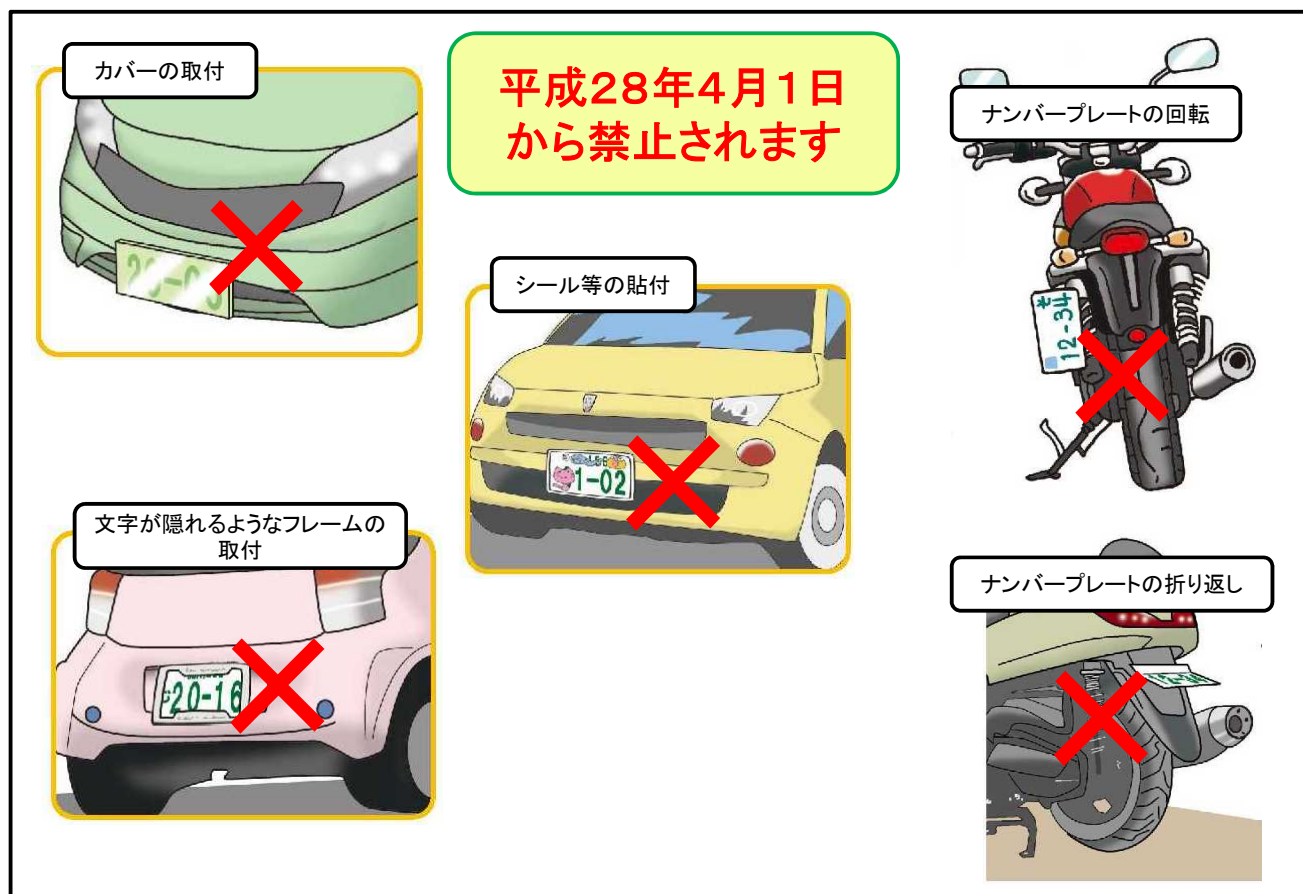
- ① ナンバープレートカバーが装着されていないこと
- ② ナンバープレート用のフレーム、ボルトカバーは、取り付けた状態で、番号(※2)を被覆せず、番号の判読ができ、かつ、脱落するおそれのないものであること
- ③ ナンバープレートは、番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示すること
- ④ ナンバープレートの取付け角度は、番号の判読ができる見やすい角度とすること
- ⑤ ナンバープレートは折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障を生じないこと
- ⑥ ナンバープレートは、水平に取り付けられていること

注)※1:登録がある自動車とは、普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車をいう。

検査がある自動車とは、小型の二輪自動車及び検査対象軽自動車をいう。

使用の届出がある自動車とは、検査対象外軽自動車をいう。

※2:番号とは、ナンバープレートに記載されている文字、番号の全てをいう。



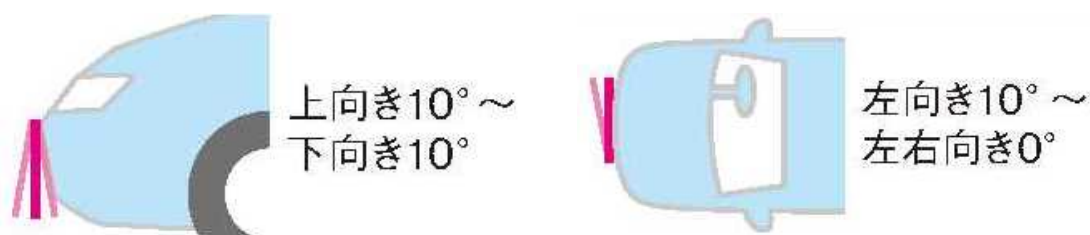
## 2. 平成33年4月1日以降に登録・検査・使用の届出がある自動車に適用される基準

- ① ナンバープレートカバーが装着されていないこと
- ② ナンバープレート用のフレームは、次の基準に適合すること  
(自動車登録番号標及び検査対象軽自動車の車両番号標に限る)
  - ・その幅が上部にあつては10ミリメートル以下、左右にあつては18.5ミリメートル以下、下部にあつては13.5ミリメートル以下のものであること
  - ・その厚さが、上部にあつては6ミリメートル以下(上部の幅が7ミリメートル以下の場合にあつては10ミリメートル以下)、それ以外の部分にあつては30ミリメートル以下であること
  - ・脱落するおそれがないこと

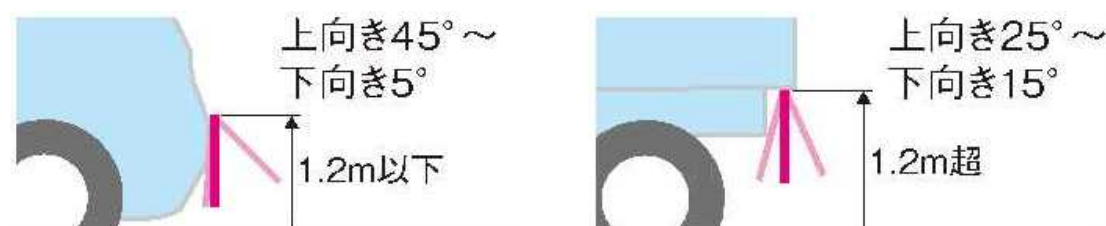


- ③ ナンバープレート用のボルトカバーは、次の基準に適合すること
  - ・その直径が28ミリメートル以下であつて、番号に被覆しないこと
  - ・その厚さが9ミリメートル以下であること
  - ・脱落するおそれがないこと

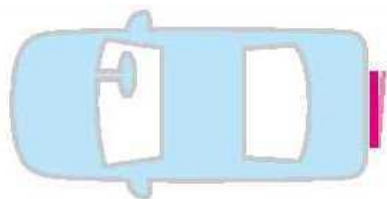
- ④ ナンバープレートは、番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示すること
- ⑤ ナンバープレートの取付け角度は、次の基準に適合すること
  - 自動車の前面のナンバープレートは、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き10度以下若しくは下向き10度以下であること
  - 自動車の前面のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き10度以下であること



- 自動車の後面のナンバープレートは、その上端が地上面から1.2メートル以下の高さの位置にある場合は、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き45度以下若しくは下向き5度以下であること（オートバイ（側車付を含む）を除く）
- 自動車の後面のナンバープレートは、その上端が地上面から1.2メートルを超える高さの位置にある場合は、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き25度以下若しくは下向き15度以下であること（オートバイ（側車付を含む）を除く）



- 自動車の後面のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き5度以下であること  
(オートバイ(側車付を含む)を除く)

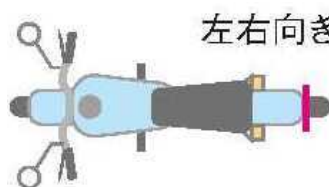


左向き5° ~ 左右向き0°

- オートバイ(側車付を含む)のナンバープレートは、上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き40度以下若しくは下向き15度以下であること
- オートバイ(側車付を含む)のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行であること



上向き40° ~  
下向き15°



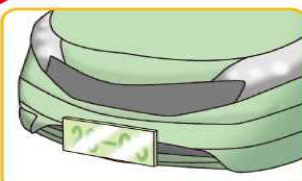
左右向き0°

- 自動車のナンバープレートは、左右両端を結ぶ直線が水平であること
- 確実に取り付けることによって表示していること
- 自動車のナンバープレートが折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆さでないこと  
その他の番号の識別に支障が生じない方法によって表示していること



**平成28年4月1日から  
禁止**

**カバー**



ナンバープレートカバーは装着禁止!!  
無色透明でもダメ!!

**回転**



回転させて取り付けはいけません。

**ひふく被覆**

ナンバープレートのすべての文字が判読できなければダメ!!




**折り返し**



折り返してはいけません。

● 参考(根拠法令等)

**道路運送車両法**

(自動車登録番号標の表示の義務)

第19条 自動車は、第11条第1項(同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

**道路運送車両法施行規則**

(自動車登録番号標の取付け)

第7条 法第11条第1項(同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)及び第6項並びに法第20条第4項の規定による自動車登録番号標の取付けは、第8条の2第1項本文に規定する位置に、同条第2項に規定する方法により表示されるように行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

(自動車登録番号標の表示)

第8条の2 法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

2 法第19条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。

- 一 自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。
- 二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示

平成27年12月28日

(用語)

第1条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第2条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- 一 「車両中心線」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条第5号の車両中心線をいう。
- 二 「上向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号票等」という。)にあってはその下端がその上端よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあってはその上端が下端よりも前方にある状態をいう。
- 三 「下向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあってはその上端がその下端よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあってはその下端が上端よりも前方にある状態をいう。
- 四 「左向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあっては当該自動車の右側面に近い部分が当該自動車の左側面に近い部分よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあっては当該自動車の左側面に近い部分が当該自動車の右側面に近い部分よりも前方にある状態をいう。

(自動車登録番号標等の表示の位置)

第2条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第8条の2第1項(規則第24条(規則第26条の5において準用する場合を含む。)、第43条の7及び第63条の8において準用する場合を含む。)の告示で定める位置は、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号、臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された番号又は車両番号標に記載された車両番号(以下「自動車登録番号等」という。)の識別に支障が生じないように、見やすい位置とする。

(自動車登録番号標等の表示の方法の基準)

第3条 規則第8条の2第2項第1号(規則第24条(規則第26条の5において準用する場合を含む。))及び第43条の7において準用する場合を含む。)の告示で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車の前面の自動車登録番号標等にあっては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き10度以下若しくは下向き10度以下であること。
  - 二 自動車の後面の自動車登録番号標等であって、その上端が地上面から1.2メートル以下の高さの位置にある場合にあっては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き45度以下若しくは下向き5度以下であること。
  - 三 自動車の後面の自動車登録番号標等であって、その上端が地上面から1.2メートルを超える高さの位置にある場合にあっては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き25度以下若しくは下向き15度以下であること。
  - 四 自動車の前面の自動車登録番号標等にあっては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き10度以下であること。
  - 五 自動車の後面の自動車登録番号標等にあっては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き5度以下であること。
  - 六 自動車登録番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。
  - 七 自動車登録番号標等を確実に取り付けることによって表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあっては、脱落しないように取り付けることによって表示していること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、自動車登録番号標等が折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆さでないことその他の自動車登録番号等の識別に支障が生じない方法によって表示していること。
- 2 規則第24条(二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る部分に限り、規則第26条の5において準用する場合を含む。))及び第43条の7(二輪の小型自動車に係る部分に限る。))において準用する規則第8条の2第2項第1号の告示で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
- 一 臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標(以下「臨時運行許可番号標等」という。)の上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き40度以下若しくは下向き15度以下であること。

- 二 臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行であること。
- 三 臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。
- 四 臨時運行許可番号標等を確実に取り付けることによって表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあつては、脱落しないように取り付けることによって表示していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、臨時運行許可番号標等が折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆でないことその他の臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された番号又は車両番号標に記載された車両番号の識別に支障が生じない方法によって表示していること。
- 3 規則第63条の8において準用する規則第8条の2第2項第1号の告示で定める基準は、前項各号に掲げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成33年3月31日以前に、法の規定により登録を受けた自動車、自動車検査証の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車又は使用の届出があつた検査対象外軽自動車に係る自動車登録番号標等については、第3条第1項第1号から第5号まで、第2項第1号及び第2号並びに第3項(同条第2項第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、これらの自動車の運行中当該自動車に係る自動車登録番号等が判読できるような見やすい角度によることができる。
- 3 法第34条第1項(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可又は法第36条の2第1項(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車に係る臨時運行許可番号標又は回送運行許可番号標(前項に規定するものを除く。)については、第3条第1項第1号から第5号まで並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、これらの自動車の運行中当該臨時運行許可番号標又は当該回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるような見やすい角度によることができる。

**自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示**

平成27年12月28日

自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品に関し道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第8条の2第2項第2号(規則第24条(規則第26条の5において準用する場合を含む。)、第43条の7及び第63条の8において準用する場合を含む。)の告示で定める物品は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 封印(規則第8条第1項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標の左側の取付け箇所に取り付ける場合に限る。)
- 二 臨時検査合格標章(規則第37条の2第4項において準用する規則第37条の3第1項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標等」という。)の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 三 検査標章(規則第37条の3第1項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標等の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 四 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第9条の2第1項の保険標章(自動車損害賠償保障法施行規則(昭和30年運輸省令第66号)第1条の5第3項の規定に基づき検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 五 自動車損害賠償保障法第9条の4において準用する同法第9条の2第1項の共済標章(自動車損害賠償保障法施行規則第8条で準用する同令第1条の5第3項の規定に基づき検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。)
- 六 自動車損害賠償保障法第10条の2第1項の保険・共済除外標章(検査対象外軽自動車に表示する場合に限る。)
- 七 自動車登録番号標又は検査対象軽自動車の車両番号標に取り付けるフレームであつて、次に掲げる基準に適合するもの



イ その幅(自動車登録番号標等に取り付けたときの当該自動車登録番号標等の外縁からフレームの内縁までの長さをいう。以下同じ。)が、上部にあつては10ミリメートル以下、左右にあつては18.5ミリメートル以下、下部にあつては13.5ミリメートル以下のもの

ロ その厚さ(自動車登録番号標等に取り付けたフレームの当該自動車登録番号標等の表面から突出している部分の厚さをいう。)が、上部にあつては6ミリメートル以下(上部の幅が7ミリメートル以下の場合にあつては10ミリメートル以下)、それ以外の部分にあつては30ミリメートル以下のもの

ハ 脱落するおそれのないもの

八 自動車登録番号標等に取り付けるボルトカバーであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ その直径が28ミリメートル以下であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号又は車両番号標に記載された車両番号(以下「自動車登録番号等」という。)に被覆しないもの

ロ その厚さ(自動車登録番号標等に取り付けたボルトカバーの当該自動車登録番号標等の表面から突出している部分の厚さをいう。)が9ミリメートル以下のもの

ハ 脱落するおそれのないもの

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日以前に、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車、自動車検査証の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車又は使用の届出があつた検査対象外軽自動車に係る自動車登録番号標等については、第7号及び第8号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

一 これらの自動車に係る自動車登録番号等に被覆しないもの

二 脱落するおそれのないもの

三 これらの自動車の運行中当該自動車登録番号等が判読できるもの

1 1. 自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

国自技第2 1. 1 号

平成29年1月16日

定期点検整備促進協議会代表

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会 長 橋本 一豊 殿

国土交通省自動車局長 藤井 直樹



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあつては右側上部隅）の位置に1枚

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

3. 貼付期間

平成29年4月1日から平成32年1月31日

4. 貼付するステッカー

別紙2のとおり

5. 管理要領

別紙1及び別紙3のとおり

## 定期点検整備促進対策要綱

### 1. 目 的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

### 2. 実施期間

平成29年4月1日より平成30年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

### 3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

### 4. 実施要領

- 1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

#### 4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

##### (1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

##### (2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。

② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。

③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

(ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

29年用ステッカー：平成29年4月1日～平成29年9月30日

30年用ステッカー：平成29年1月1日～平成30年9月30日

31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成31年9月30日

(ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

29年用ステッカー：平成28年4月1日～平成30年1月31日  
30年用ステッカー：平成29年1月1日～平成31年1月31日  
31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成32年1月31日

(3) ステッカーの剥離

- (イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。  
また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。
- (ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

- 1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、<sup>一般</sup>日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
一般社団法人 日本自動車工業会  
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会  
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会  
一般社団法人 日本自動車連盟  
一般社団法人 全国自家用自動車協会  
公益社団法人 日本バス協会  
公益社団法人 全日本トラック協会  
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会  
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

- 2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- 1) 中央の事務局は、<sup>一般</sup>日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。
- 2) 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 定期点検整備促進協議会の開催
- (2) ステッカーの発行（中央に限る）および配付
- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

## 7. そ の 他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。



## 別紙

### 点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、平成29年用は緑色、平成30年用は橙色、平成31年用は青色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



点検整備実施事業場

実 施  
年 月 日 \_\_\_\_\_

認 証  
番 号 \_\_\_\_\_

実 施  
事 業 場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 31 | 年 | 月 | 日 |
|----|---|---|---|

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済

- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付けすることができます。
- ・平成32年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

## 別紙 2

### 点検整備済ステッカー（平成31年用）の仕様及び様式等

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）



（裏）

点検整備実施事業場

実施年月日 \_\_\_\_\_

認定番号 \_\_\_\_\_

実施事業場 \_\_\_\_\_

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 31 | 年 | 月 | 日 |
|----|---|---|---|

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済

- ・前面窓ガラス左側上部（左ハンドル車は右側上部）に1枚に限り貼付けすることが出来ます。
- ・平成32年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

#### ○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| ① 自家用乗用車 | 平成30年 1月1日～平成30年12月31日 |
| ② 自家用貨物車 | 平成30年 7月1日～平成31年 6月30日 |
| ③ 事業用自動車 | 平成30年10月1日～平成31年 9月30日 |

#### ○前面ガラスに貼付してよい期間

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| ① 自家用乗用車 | 平成30年 1月1日～平成32年1月31日 |
| ② 自家用貨物車 | 平成30年 7月1日～平成32年1月31日 |
| ③ 事業用自動車 | 平成30年10月1日～平成32年1月31日 |

## 別 紙 3

### 定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

#### 1. 目 的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

#### 2. 対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

#### 3. 貼 付 者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

#### 4. 貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあっては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に1枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

#### 5. はく離者

自動車使用者（または所有者）及び3項に掲げる者。

#### 6. はく離方法

手等ではく離する。

#### 7. 運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。